

福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱

制 定	平成20年3月31日	19農計第4489号
一部改正	平成22年4月1日	21農振第3588号
一部改正	平成24年4月2日	23農振第3907号
一部改正	平成25年4月1日	24農振第6089号
一部改正	平成26年1月6日	25農振第2484号
一部改正	平成27年6月22日	26農振第6521号
一部改正	平成28年4月1日	27農振第5699号
一部改正	平成29年11月1日	29農振第4312号
一部改正	平成30年4月2日	29農振第7417号
一部改正	令和元年7月29日	1農振第975号
一部改正	令和2年12月28日	2農振第6963号
一部改正	令和3年4月1日	2農振第8574号
一部改正	令和4年4月1日	3農振第6918号
一部改正	令和6年4月1日	5農振第3017号
一部改正	令和7年4月1日	6農振第2956号
一部改正	令和8年4月1日	7農振第3075号

(趣旨)

第1条 知事は、都市と農山漁村が共生しつつ持続的に発展し、地域の特性に応じた農林水産業が将来にわたり営まれることを目的に、総合的な対策を推進するため、別表に掲げる事業に要する経費について、市町村等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助率等)

第2条 事業名、目的、対策名及び事業の種類（以下「事業名」という）、事業実施主体、採択基準、補助金交付の対象となる経費、及び補助率は、別表のとおりとする。

(事業実施計画の承認)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、福岡県農山漁村振興等総合対策事業実施計画承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、提出された承認申請書の内容が別表に定める採択基準等を満たし、かつ、その内容が適正と認められるときは、これを承認し、その旨を市町村等の長に通知するものとする。

3 事業の実施計画の重要な変更については、第1項及び第2項に準じて行うものとする。

4 前項の事業の実施計画の重要な変更とは、別表の重要な変更の欄に掲げる内容のうち下線を引いた内容とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付申請書(様式第2号。以下「交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、前項の交付申請を提出するにあたって、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する、消費税仕入控除税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた市町村等の長は、規則第7条第1項の規定により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(申請内容の変更承認等)

第7条 市町村等の長は、交付申請書の記載事項について、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金変更承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は第1項の承認をしたときは、補助金変更交付決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 市町村等の長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、福岡県農山漁村振興等総合対策事業中止(廃止)申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第9条 市町村等の長は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金概算払請求書(様式第5号。以下「概算払請求書」という。)

を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(状況報告)

第10条 事業の実施については、交付決定後に着手することとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、市町村等の長は、その理由を明記した福岡県農山漁村振興等総合対策事業交付決定前着手届（様式第6号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

この場合において市町村等の長は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

- 2 市町村等の長は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、福岡県農山漁村振興等総合対策事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

(補助事業が完了しない場合の手続等)

第11条 市町村等の長は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 市町村等の長は、福岡県農山漁村振興等総合対策事業実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）を補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書に該当する市町村等の長は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 前項に規定する市町村等の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した市町村等の長については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、市町村等の長は、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(事業成果報告)

第13条 別表の事業名の欄に掲げる事業を実施した市町村等の長は、事業実施年度の翌年度から3年間、福岡県農山漁村振興等総合対策事業実施成果報告書(様式第10号)を毎年6月20日までに知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第14条 この要綱の規定により市町村等の長が知事に提出する書類は、所轄農林事務所長を経由して、正副2部提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 この要綱において書面等により行うこととしているものについては、当該規定に関わらず、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。ただし、第4条の規定による交付申請、第7条の規定による変更承認申請については、使用できる電子情報処理組織はふくおか電子申請サービスのみとする。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する要綱の規定を適用する。

(関係書類の整備)

第16条 規則第10条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度から令和10年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度から平成23年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度から平成26年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成25年度から平成26年度までの補助金について適

用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行し、改正後の福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成25年度から平成26年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行し、改正後の福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行し、改正後の福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行し、改正後の福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

事業名、目的、 対策名及び事業の種類	事業実施主体	採択基準	補助金交付の対象となる経費	補助率	重要な変更	摘要
<p>1 中山間地域の新たな収入源確保対策事業 中山間地域の振興に向け、国産需要の高い薬用作物といった新商品目の産地化や未利用資源、廃棄資源の有効活用に向けた取組を支援する。</p>		<p>事業名、目的、対策名及び事業の種類は、次のいずれかの地域とする。</p> <p>① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律72号）第2条第4項の規定に基づき示された特定農山村地域</p> <p>② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域</p> <p>③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同法第3条の規定により適用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。</p> <p>④ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>⑤ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</p> <p>⑥ 上記の指定地域に隣接する地域</p> <p>⑦ 農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域に分類された地域。</p>				
<p>ア 産地形成支援</p>	生産者	<p>次に掲げる行為を実施すること。</p> <p>① 生産計画の作成</p> <p>② 土壌分析に基づく土づくりの実施</p> <p>③ 生薬や化粧品原料等の生産および取扱業者等への出荷</p> <p>④ 補助事業活用後3年以上継続して取り組むこと。</p>	<p>新規品目導入に係る初期費用や未利用資源活用に係る経費</p> <p>（交付単価は、新規に生産する面積10アールあたり87千円）。</p>	定額	<p>1 補助金の変更</p> <p>2 補助対象事業費の30%を超える増減</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 事業の廃止</p>	
<p>イ 生産効率化支援</p>	生産者	<p>次に掲げる行為を実施すること。</p> <p>① 機械導入計画の作成</p> <p>② 地域内の共同利用に管すること。</p>	<p>新規品目導入後の生産効率化のために必要な機械（収穫機等）の導入に要する経費</p>	1/2以内	<p>1 補助金の変更</p> <p>2 補助対象事業費の30%を超える増減</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 事業の廃止</p>	

別表（第1条関係）

事業名、目的、 対策名及び事業の種類	事業実施主体	採択基準	補助金交付の対象となる経費	補助率	重要な変更	摘要
<p>2 薬用作物の産地化を通じた中山間地域振興事業 薬用作物の産地化により中山間地域の活方向上を図るため、薬用作物の生産拡大を推進する。</p>	<p>新規作付生産者</p>	<p>事業名、目的、対策名及び事業の種類は、次のいずれかの地域とする。</p> <p>① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域</p> <p>③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同法第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）</p> <p>④ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>⑤ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</p> <p>⑥ 上記の指定地域に隣接する地域</p> <p>⑦ 農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域に分類された地域。</p>	<p>薬用作物の新規作付にかかる土壌分析や土壌改良、資材整備等に要する経費 （交付単価は、薬用作物の新規作付面積10アールあたり59千円）</p>	<p>定額</p>	<p>1 補助金の変更 2 補助対象事業費の30%を超える増減 3 事業実施主体の変更 4 事業の廃止</p>	
<p>産地形成支援</p>	<p>新規作付生産者</p>	<p>次に掲げる行為を実施すること。</p> <p>① 作付計画の作成。 ② 土壌分析に基づく土づくりの実施。 ③ 生薬の原料としての作物生産および生薬原料の取扱業者等への生産物の出荷。</p>				

福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱様式一覧表

	中山間地域の新たな収入源 確保対策事業	薬用作物の産地化を通じた 中山間地域振興事業
事業実施計画 (第3条)	申請書(様式第1号)	
	計画書(別添1)	計画書(別添2)
補助金交付申請 (第4条)	申請書(様式第2号)	
補助金変更承認申請 (第7条)	変更申請書(様式第3号)	
事業中止(廃止)申請 (第8条)	中止(廃止)申請書(様式第4号)	
概算払請求 (第9条)	概算払請求書(様式第5号)	
交付決定前着手 (第10条)	交付決定前着手届(様式第6号)	
事業遂行状況報告 (第10条)	報告書(様式第7号)	
事業実績報告 (第12条)	報告書(様式第8号)	
年度消費税仕入控除税額 報告書 (第12条)	報告書(様式第9号)	
事業成果報告 (第13条)	報告書(様式第10号)	
	成果報告書(別添1)	成果報告書(別添2)

福岡県知事 殿

（所在地）
補助事業者名

〇〇年度福岡県農山漁村振興等総合対策事業実施計画（ ）
の（変更）承認申請について

このことについて、別紙事業計画により事業を実施したいので、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により別紙のとおり申請します。

注1）（ ）の欄には、別表に掲げる事業名を記入すること。

注2）下記の事業の種類ごとに別添様式に基づき、作成すること。

1 事業区分

事業名	事業の種類	様式
中山間地域の新たな収入源確保対策事業	産地形成支援、生産効率化支援	別添1
薬用作物の産地化を通じた中山間地域振興事業	産地形成支援	別添2

2 事業費の負担区分

事業の種類	事業費	負担区分			備考
		県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
小計					
消費税額					
合計					

様式第1号 別添1(中山間地域の新たな収入源確保対策事業)

中山間地域の新たな収入源確保対策事業
事業計画書(実績報告書)

1. 産地形成支援(生産計画)

(1)生産計画(実績)

	品目名	計画(実績) 面積(ha) A	目標面積(ha) (年)	交付単価(円/10a) B	交付額(円) $C=A \times 10 \times B$
(例)	ミシマサイコ	(0.3) 0.3	1.0	87,000	(261,000) 261,000
①					
②					
合計					

※行は適宜追加すること。

※面積は事業取組面積を1a未満切り捨てで記載する。

※実績を記載する場合、計画は上段に()書き、実績は下段に記載する。

※目標は事業開始年の3年後とする。

(2)出荷計画(実績)

	品目名	計画(実績) 出荷量(t)	目標出荷量(t) (年)	出荷先	出荷用途
(例)	ミシマサイコ	(10.0) 11.2	30.0	〇〇製菓株式会社	生薬、化粧品
①					
②					
合計					

※行は適宜追加すること。

※出荷量の記載は小数点第1位まで(小数点第2位を四捨五入)とする。

※実績を記載する場合、計画は上段に()書き、実績は下段に記載する。

※目標は事業開始年の3年後とする。

2. 生産効率化支援(機械導入計画)

(1) 導入計画(実績)

事業実施主体名	事業概要	事業量	事業費	完了(予定)年月日	備考
計					
消費税					
合計					

(2) 目標

受益戸数(戸)		受益面積(ha)		出荷量(t)	
現状	目標	現状	目標	現状	目標
(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
(例) 0	5	0	2	0	10

※目標年度は事業実施年度の3年後とする。

※集荷量は乾燥前の重量とする。

様式第1号 別添2(薬用作物の産地化を通じた中山間地域振興事業)

薬用作物の産地化を通じた中山間地域振興事業
事業計画書(実績報告書)

1. 産地形成支援(作付計画)

(1) 作付計画(実績)

	品目名	計画(実績) 面積(ha) A	目標面積(ha) (年)	交付単価(円/10a) B	交付額(円) $C=A \times 10 \times B$
(例)	赤シソ	(0.3) 0.3	1.0	59,000	(177,000) 177,000
①					
②					
合計					

※行は適宜追加すること。

※面積は事業取組面積を1a未満切り捨てで記載する。

※実績を記載する場合、計画は上段に()書き、実績は下段に記載する。

※目標は事業開始年の2年後とする。

(2) 出荷計画(実績)

	品目名	計画(実績) 出荷量(t)	目標出荷量(t) (年)	出荷先
(例)	赤シソ	(10.0) 11.2	30.0	(〇〇製薬株式会社) 〇〇製薬株式会社
①				
②				
合計				

※行は適宜追加すること。

※出荷量の記載は小数点第1位まで(小数点第2位を四捨五入)とする。

※実績を記載する場合、計画は上段に()書き、実績は下段に記載する。

※目標は事業開始年の2年後とする。

4 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
県補助金 〇 〇 〇	円	円	円	円	
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
事業費補助金					
計					

5 事業完了（予定）年月日

6 添付書類

- （1）市町村の補助金交付に関する要綱等関係規程の写し。
- （2）予算決議書の写し。ただし、予算未計上の場合は予算計上確約書。
- （3）実施設計書
- （4）その他参考となる資料（協議会の規約、構成員名簿、会計処理規定等）

福岡県知事 殿

（所在地）
補助事業者名

福岡県農山漁村振興等総合対策事業（ 事業）費補助金変更承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分
- 4 収支予算
- 5 事業完了予定年月日

- 注1) () の欄には、別表に掲げる事業名を記入すること。
2) 2～5は、補助金交付申請書（様式第2号）に準じる。
3) 変更部分は二段書きとし、上段に変更前を括弧書きで記載し、下段に変更後を記載する。
4) 添付資料は、変更がある場合のみ、変更後を添付する。

福岡県知事 殿

（所在地）
補助事業者名

福岡県農山漁村振興等総合対策事業（ 事業）中止（廃止）申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 事業の内容

注1）（ ）の欄には、別表に掲げる事業名を記入すること。

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)
補助事業者名

福岡県農山漁村振興等総合対策事業（ 事業）費補助金概算払請求書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業費補助金について、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、金 円を概算払により交付されるよう請求します。

注1) () の欄には、別表に掲げる事業名を記入すること。

記

○年○月○日現在

事業の種類	事業実施主体	事業内容	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A-B-C)	年月日までの 予定 出来高	事業完了 (予定) 年月日
			円	円	円	円	%	
計								

福岡県知事 殿

（所在地）
補助事業者名

〇〇年度福岡県農山漁村振興等総合対策事業（ 事業）
交付決定前着手届

下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、提出します。

注1）（ ）の欄には、別表に掲げる事業名を記入すること。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

事業名 (対策名)	事業実施 主体名	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了(竣 工)予定 年月日	理由

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)
補助事業者名

福岡県農山漁村振興等総合対策事業（
状況報告書

事業）遂行

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり12月末日現在の事業遂行状況を報告します。

注1) () の欄には別表に掲げる事業名を記入すること。

記

事業の種類	事業実施主体	事業内容	事業費 (A)	交付 決定額	出来高 事業費 (B)	出来高 比率 (B/A)	残高 事業費 (A)-(B)	事業完了 (予定) 年月日	備考
			円	円	円	%	円		
計									

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）
補助事業者名

福岡県農山漁村振興等総合対策事業（ 事業）実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり実施しましたので、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分
- 4 収支精算
- 5 事業完了年月日
- 6 添付書類 事業実績報告書（別表に掲げる事業毎の別添様式を添付）

- 注 1) () の欄には別表に掲げる事業名を記入すること。
- 2) 1～5 は、補助金交付申請書（様式第 2 号）に準じる。
- 3) 補助金交付申請書（様式第 2 号）又は変更承認申請書（様式第 3 号）に記載している内容と相違する部分は二段書きとし、上段に補助金交付申請書又は変更承認申請書に記載した内容を括弧書きで記載する。

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）
補助事業者名

年度消費税仕入控除税額報告書（ 事業）

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により下記とおり報告します。

記

1	補助金の確定額（ 年 月 日 第 号による額の確定通知額）	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注)記載内訳の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項の定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

福岡県知事 殿

（所在地）
補助事業者名

〇〇年度福岡県農山漁村振興等総合対策事業実施成果報告書
（事業）の提出について

このことについて、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱第13条の規定により別紙のとおり報告します。

注1）（ ）の欄には、別表に掲げる事業名を記入すること。

注2） 下記の事業ごとに別添様式に基づき、作成すること。

事業名	様式
1 中山間地域の新たな収入源確保対策事業	別添1
2 薬用作物の産地化を通じた中山間地域振興事業	別添2

福岡県農山漁村振興等総合対策事業実施成果報告書

実施年度	事業名		市町村名																	
事業実施主体名			事業実施地区名																	
品目	面積(ha)					出荷量(t)					粗収益/10a(千円)									
	前年 (年)	一年次 (年)	二年次 (年)	三年次 (年)	目標 (年)	前年 (年)	一年次 (年)	二年次 (年)	三年次 (年)	目標 (年)	前年 (年)	一年次 (年)	二年次 (年)	三年次 (年)	目標 (年)					
対象品目の生産状況																				
合計																				
事業内容																				
項目		受益戸数(戸)					受益面積(ha)					集荷量または取扱量(t)								
前年度(年度)		戸/年					ha/年					t/年								
一年次(年度)		戸/年					ha/年					t/年								
二年次(年度)		戸/年					ha/年					t/年								
三年次(年度)		戸/年					ha/年					t/年								
目標年度(年度)		戸/年					ha/年					t/年								
達成、未達成の要因、課題等 (規模拡大状況等)																				
その他特記事項																				

注) 粗収益は加重平均とすること。
集荷量または取扱量は乾燥前の重量とすること。

福岡県農山漁村振興等総合対策事業実施成果報告書

実施年度	事業名	市町村名												
事業実施主体名		事業実施地区名												
品目	面積(ha)				出荷量(t)				粗収益/10a(千円)					
	前年 (年)	1年次 (年)	2年次 (年)	3年次 (年)	前年 (年)	1年次 (年)	2年次 (年)	3年次 (年)	前年 (年)	1年次 (年)	2年次 (年)	3年次 (年)	目標	
対象品目の生産状況														
合計														
達成、未達成の要因、課題等 (面積、出荷量が未達な理由及び改善方策、規模拡大状況等)													その他特記事項	

注)粗収益は加重平均とすること。
集荷量または取扱量は乾燥前の重量とすること。